

## 高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援事業委託仕様書

### 1 業務名

高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援事業

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務目的

- (1) こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、社会的に自立した生活を営むことができるよう、学習意欲の向上及び学習習慣の定着を後押しする。
- (2) こどもにとって、進学や就職のモデルとなるような大人との交流の場として目指す将来像を描くきっかけとなる。
- (3) 支援対象者の養育や生活に対する支援を実施する。

### 4 実施場所

- (1) 高砂市内において、市内2か所の地域交流センターで実施する。
- (2) 地域交流センターの予約は委託者で行い、使用料については、受託者の負担とする。
- (3) 地域交流センターで実施する際は、利用者がひとり親家庭及び児童扶養手当受給者等であることが第三者に分からないように配慮する。

### 5 支援対象者

高砂市に住所を有する次の世帯に属する小学校第4学年から第6学年までの児童（以下「児童」という。）及びその保護者等とする。ただし、転出等により高砂市で支援を継続できない場合を除き、年度途中で下記の要件を満たさなくなった場合であっても、当該年度中は継続して支援対象者とするができる。

- (1) 児童扶養手当の全部又は一部支給を受けている世帯
- (2) その他市長が必要と認める世帯

### 6 参加者数

地域交流センター1か所あたり20名を上限とする。

### 7 実施日数等

- (1) 原則週1回、支援時間は各日2時間の実施とする。なお、実施日時については、委

託者が決定する。

- (2) 休業日は、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 実施日の支援開始2時間前に警報（大雨・洪水・暴風等）が発令されている場合、又は法定伝染病等のやむを得ない事情により実施が困難と判断する場合は、支援対象者の安全確保のため実施を中止とし、中止日分の振替えは要しないものとする。
- (4) 上記（3）により、実施を中止する場合、実施日及び時間の変更、追加、中止等の変更は、委託者と協議し決定する。なお、実施日及び時間の変更、追加、中止等の変更をする場合、支援対象者及び学習支援会場への連絡は、受託者が行うこととする。
- (5) 上記（3）以外の理由により、実施日及び時間の変更、追加、中止等の変更をする場合、支援対象者及び学習支援会場への連絡は、受託者が行うこととする。

## 8 体制

### (1) 配置人員

#### ① 事業責任者 1名

ア 業務全体を統括すること。

イ 委託者との円滑な連携が取れるよう、学習支援員と連携を取り、業務運営に関して、委託者との連絡調整の窓口となること。

#### ② 学習支援員 児童5名当たり1名以上

児童の学力や指導目的に応じて学習支援を実施すること。

### (2) 学習・生活支援体制

① 児童5名に対し1名の学習支援員の配置指導を基本とする。

② 学習の支援や児童等からの学習や生活面での相談に適切に対応するため、必要に応じて学習支援員への研修等を行うこと。

③ 児童の安全について配慮し、その保護者との連絡体制を整えること。

④ 事業の実施に当たり、予測できない事故等に備えて、適切な保険に加入すること。

## 9 業務内容

支援対象者の自立の促進を図るため、委託者等関係機関と連携を図り、次に掲げる業務を実施すること。また、受託者は、市から提供された情報を基に支援対象者と利用開始当初に面談を行い、事業の目的、支援内容等を説明し、こども、保護者とともに学習、生活面の目標設定等を行うこと。

### (1) 学習支援

児童の学習理解度に合わせて、学習支援を行い、児童の学習意欲の向上や学校の勉強

の復習、宿題の習慣づけ、学び直しの支援を行うこと。

## (2) 相談支援

日常生活における様々な相談に応じて助言や支援を行うこと。また、相談内容から児童や家庭環境等に気になることがあれば、委託者に報告し、必要な支援につなげるよう対応すること。

## (3) 保護者に対する支援

保護者との連絡体制を確立し、必要な情報提供を行うとともに、保護者と協力して学習しやすいように環境を整えること。

# 10 委託者への報告

## (1) 業務計画

契約締結後速やかに業務計画書を委託者に提出したうえで、委託者の承認を得なければならない。また、計画を変更する場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務実施体制  
(組織図、実施体制(緊急時を含む)、事務分掌等)
- ・実施スケジュール(月間、年間)
- ・その他、業務実施に当たって委託者が必要と認める事項

## (2) 月例報告

学習支援の実施状況について、翌月10日までに委託者に報告する。

## (3) 年度報告(年度終了後15日以内)

# 11 効果測定

## (1) 業務実施に係るアンケート調査等

①学習支援前と支援後の実施効果を図ること。また、業務完了時に支援対象者にアンケート調査を行い、意識調査を行うこと。内容については事前に委託者と協議すること。

②学習支援員にアンケート調査を行い、業務改善点等を取りまとめること。

## 12 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、高砂市個人情報の保護に関する条例(令和4年高砂市条例第29号)に基づき、その取扱いについて、十分留意し、個人情報の保護に努めること。

## 13 守秘義務

受託者は、本業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用すること

はできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### 1 4 支払い

委託料の支払いについては、年度報告に基づいた実績額で変更契約を行い、実績額を一括で支払うものとする。

#### 1 5 確認事項

- (1) 本業務実施にあたっては、本仕様書、実施要綱のほか、本業務に関する各種規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守すること。
- (2) 契約締結後に軽微な変更があった場合でも、原則として変更契約は行わない。ただし、大幅な変更等があったときは委託者と協議のうえで決定する。
- (3) 公共事業の受託者としての社会的責任を自覚し、業務遂行にあたり市民等から誤解を招くおそれのある不適切な行いをしてはならない。
- (4) 本業務実施にあたり、受託者の責めに帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、ただちに相手方にその損害を賠償すること。
- (5) 本業務実施にあたり、委託者と相互に緊密な連携を保ち、業務の円滑な運営に努めること。
- (6) 児童の安全確保策を講じるとともに、本業務中のトラブルや苦情への対応は原則として受託者の責任で行うこと。また、委託者に対して速やかに事案の報告を行い、今後の再発防止のための協議を行うものとする。
- (7) 国庫補助金の実績報告や関係機関からの調査等に必要な書類について、委託者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

#### 1 6 事務局（問合せ先）

高砂市こども部子育て支援課

担当：西嶋

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-441-9024

FAX：079-442-9517

E-Mail：tact2520@city.takasago.lg.jp